

緊急事態宣言に伴う保育所等の対応について

令和2年4月7日に国から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、保育所等の対応についてお知らせいたします。

1 保育所等の利用について

- 1) 保育所等の開所は継続します。
- 2) 感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な方は、登園を控えていただくようお願いいたします。登園自粛要請期間は令和2年4月8日から令和2年5月6日までとします。

2 利用者負担額（保育料）について

登園自粛要請期間に登園を自粛した場合は、月額の利用者負担額（保育料）を軽減（日割り）します。

3 育児休業期間からの復職について

- 1) 4月1日入園決定者が新型コロナウイルス感染症対策のため育児休業期間を延長する場合は、復職期限を令和2年6月1日までに延期します。復職期限までの間は登園しなくても退園としません。

なお、利用者負担額（保育料）は通常どおりお支払いいただく必要がありますが、登園自粛要請期間に登園を自粛した場合は、後日、利用者負担額（保育料）を返還します。

- 2) 育児休業期間を延長する場合は、利用する保育所等に必ずご連絡ください。また、入園後の復職証明書に「新型コロナウイルス感染症対策のため」と記入して利用する保育所等にご提出ください。

4 園内で感染者が出た場合の対応について

園内で感染者が出た場合、当該保育園の一部又は全部について臨時休園とします。臨時休園の規模や期間については県と協議の上決定します。また、臨時休園の決定は急なご案内になることがありますので、勤務体制や休暇の取得などについて、お勤め先へ事前の相談をお願いいたします。

※ 今後の状況により内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。